

## 藤原宮第22次（内裏）の調査

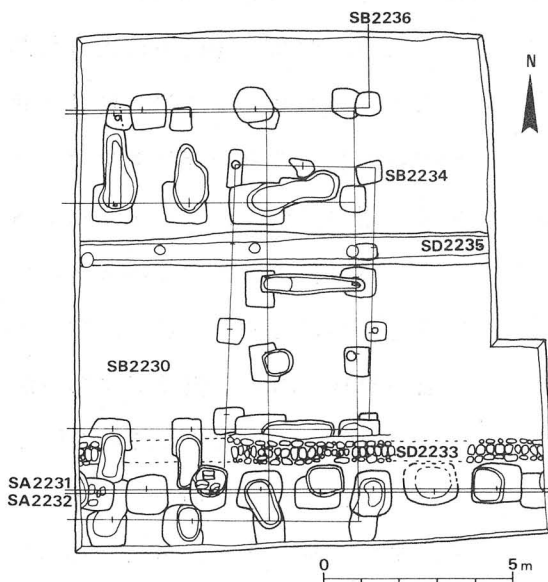
（昭和53年3月）

この調査は農業用倉庫の新築にともなう事前調査として実施した。調査地は内裏内郭の東南隅に近接した地域であると推定され、内裏内郭を限る施設か、あるいはそれに関連する遺構の存在が予想されていたところである。

調査の結果検出した遺構は、掘立柱建物3棟、掘立柱塀2列、玉石組の溝1条などである。これらの遺構は、藤原宮造営前（A期）のものと、藤原宮の時期（B期）のものに分けられる。このうちB期に属する遺構については、その重複関係から、3回の造替があったことが確認できた。

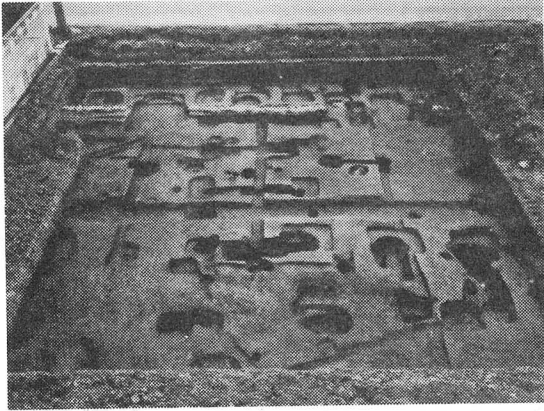
A期に属する遺構は、掘立柱建物S B 2234が1棟ある。S B 2234は、梁行2間、桁行4間以上の南北棟と考えられる。ただ南妻は、調査区域外にあって、検出できなかった。柱間は梁行1.9 m、桁行2.2 mの等間である。

B期の遺構は、前述したように3回の造替がある。これをB<sub>1</sub>～B<sub>3</sub>の3小期に分けて述べることとする。B<sub>1</sub>期には掘立柱建物S B 2230がある。この建物は梁



藤原宮第22次調査遺構配置図(1:400)

行5間、桁行4間以上で四面に廂をもつ東西棟と推定される。今回の調査では東妻の梁行5間分と桁行4間分を検出した。また建物の西半分については調査区域外のびていることを確認したにとどまった。柱間寸法は身舎が2.05 m（7尺）等間、廂が2.3 m（8尺）である。身舎の柱掘形は一辺1～1.4 mの方形で、出土した柱根からみて柱径0.3 mと考えられる。これに対し廂では、柱掘形が一辺0.6



調査地全景（北から）

～1 m の方形で，柱も径 0.15 m ほどと小さくなっている。

B<sub>2</sub>期には掘立柱塀 S A 2231 が S B 2230 を廃して建てられている。これは柱間 2.93 m（10 尺）等間の東西塀で 3 間分検出した。

B<sub>3</sub>期では，S A 2231 をとりはらった後，掘立柱塀 S A 2232 とそれにとまなう玉石組の溝 S D 2233 が

造られている。S A 2232 も柱間 2.97 m（10 尺）等間の東西塀で，その北約 1 m のところに S D 2233 が平行して走る。この玉石組の溝は幅 0.6 m で側石も一部残存していた。

B 期に属する遺構としては，以上の他に，S D 2235・S B 2236 がある。S D 2235 は幅 1～1.3 m の素掘りの東西溝である。S B 2236 は 3.0 m（10 尺）等間で並ぶ柱穴 2 間分を検出した。ただし建物規模，方位等は不明である。ただ S B 2230 の北廂とは重複するから，S B 2230 より新しいものと認められる。

今回の調査は事前の緊急調査として行われたため，期間，面積等に大きな制約をうけたが，次のような点を明らかにすることができた。まず第一には，藤原宮内裏区域において少なくとも 3 回の造替が行われたことが確認できたことである。これまで藤原宮内の官衙地域，大極殿周辺の調査ではこのような造替を柱穴の重複関係から確認したことはない。この点は将来における内裏区域の調査に対する基礎的な資料として大きな意味をもつものと考えられる。第二には今回検出した塀 S A 2231・2232 はともに内裏の南限を画する施設ではないかと推定されることである。この S A 2231・2232 の位置は大極殿をかこむ北回廊のすぐ北に接しており，内裏南限を限る塀とみてよいだろう。他方，内裏内郭の東限を画する南北塀ないしそれに関連する遺構は確認できなかった。従って藤原宮の内裏内郭の規模については，なお今後検討すべき課題として残されているのである。